旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成30年７月２日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①日本東昇株式会社　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３－939号　④日本東昇株式会社　千葉県成田市東町248番地１　代表取締役　蒲軍　⑤本社営業所　千葉県成田市東町248番地１山内ビル202　⑥平成27年10月９日　⑧平成30年４月15日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県成田市東町248番地１　日本東昇株式会社　代表取締役　蒲軍

Ｃ　①株式会社日栄国際　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6842号　④株式会社日栄国際　東京都中央区日本橋富沢町10―10　代表取締役　林威延　⑤本社営業所　東京都中央区日本橋富沢町10―10　⑥平成26年10月30日　⑨平成30年６月12日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区日本橋富沢町10―10　株式会社日栄国際　代表取締役　林威延

Ｃ　①あうたび合同会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－7472号　④あうたび合同会社　東京都北区滝野川一丁目71番15号　代表社員　唐沢雅広　⑤本社営業所　東京都北区赤羽１－59－９ネスト赤羽Ｅ－１　⑥平成29年12月７日　⑨平成30年６月12日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都北区滝野川一丁目71番15号　あうたび合同会社　代表社員　唐沢雅広

Ｃ　①なゆたトラベルサービス　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３－607号　④なゆたトラベルサービスこと河合光夫　浜松市浜北区小松284番地の２　⑤本社営業所　浜松市浜北区平口5535番地の１　⑥平成25年４月３日　⑨平成30年６月12日　⑩300万円　⑪静岡県知事　⑫浜松市浜北区小松284番地の２　河合光夫

Ｂ　①株式会社韓進観光広島　②第３種旅行業　③広島県知事登録旅行業第３－394号　④株式会社韓進観光広島　広島市安佐南区川内六丁目16番14号コンフォート高瀬ＮＯⅣ103号　代表取締役　高岡博行　⑤本店　広島市安佐南区川内六丁目16番14号コンフォート高瀬ＮＯⅣ103号　⑥平成24年１月17日　⑧平成30年５月31日　⑩300万円　⑪広島県知事　⑫広島市安佐南区川内六丁目16番14号コンフォート高瀬ＮＯⅣ103号　株式会社韓進観光広島　代表取締役　高岡博行

Ｂ　①有限会社アップル旅行社　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－390号　④有限会社アップル旅行社　福岡県京都郡みやこ町犀川本庄516－４　代表取締役　嶋田順一　⑤本社営業所　福岡県京都郡みやこ町犀川本庄516－４　⑥平成７年８月14日　⑧平成30年５月31日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県京都郡みやこ町犀川本庄516－４　有限会社アップル旅行社　代表取締役　嶋田順一

Ｂ　①株式会社ジェイチケット　②第３種旅行業　③長崎県知事登録旅行業第３－167号　④株式会社ジェイチケット　長崎県佐世保市下京町６番８号　代表取締役　山本力　⑤本社営業所　長崎県佐世保市下京町６番８号　⑥平成25年７月18日　⑧平成30年４月30日　⑩300万円　⑪長崎県知事　⑫長崎県佐世保市下京町６番８号　株式会社ジェイチケット　代表取締役　山本力

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成30年７月２日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①エコトラベル株式会社　②第３種旅行業　③北海道知事登録旅行業第３－706号　④エコトラベル株式会社　札幌市白石区東札幌二条一丁目２番33号　代表取締役　林まり子　⑤本社営業所　札幌市白石区東札幌二条一丁目２番33号　⑥平成28年８月５日　⑦平成30年６月６日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①慶応ヂャーニイサービス　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－2456号　④太田榮紀　小平市大沼町２丁目16番35号　⑤本社営業所　小平市大沼町２丁目16番35号　⑥昭和58年６月１日　⑦平成30年６月１日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社都ツーリスト　②第３種旅行業　③三重県知事登録旅行業第３－166号　④株式会社都ツーリスト　松阪市中林町502番地１　代表取締役　西村透　⑤本社営業所　松阪市中林町502番地１　⑥平成元年３月23日　⑦平成30年３月22日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社仁淀川観光　②第３種旅行業　③高知県知事登録旅行業第３－77号　④有限会社仁淀川観光　吾川郡仁淀川町葛原144番地１　代表取締役　西森善光　⑤本社営業所　吾川郡仁淀川町葛原144番地１　⑥平成10年４月14日　⑦平成30年３月31日　⑧60万円　⑨300万円

以上４件

東京都港区赤坂４丁目２番19号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博